

令和8年度第2回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：令和8年6月12日（金） 午後3時～午後5時30分

場 所：京都市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員：越後信哉委員※、大久保規子委員※、小島理沙委員※、小杉隆信委員※、柴田昌三委員※、高野靖委員※、田中晃代委員※、東野達会長、本田晶子委員※、道岡武信委員※、山田悦委員※

欠席委員：勝見武委員、亀田佳代子委員、塩見康博委員、竹見哲也委員、建山和由委員、平山貴美子委員

（五十音順、※＝オンライン参加）

【資 料 1】京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

【資 料 2】京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

【資 料 3】答申書（案）

【資 料 4】乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

- ・ 乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について（諮問書）（写）
- ・ 第14次京都市環境影響評価審査会委員名簿

議題1 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について（審議及び答申）

議題2 乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について（諮問及び審議）

- 議事
- 1 開会
 - 2 議事 以下のとおり
 - 3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 委員数17名のうち過半数の11名の委員に出席いただいていることから、京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき、本審査会は成立

< 議 題 1 >

東 野 会 長 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について、答申に向けた審議を行う。答申（案）等について、事務局から説明をお願いする。

事 務 局 < 資料1～資料3に基づき説明 >

東 野 会 長 事務局の説明について、委員から質問・意見等あれば発言をお願いします。

高 野 委 員 答申（案）の7つ目の文章が分かりづらい。既存施設において生じていた粉じんや騒音、待機車両の渋滞については、配慮書案の記載内容に加えて、追加で対策をするという意味に読める。

事 務 局 既存施設において環境影響に問題が生じていたことを踏まえ、計画施設では一定の対策が行われるが、工事中や供用開始後に環境影響で問題が生じた場合は、追加の対策をされたい、という意見である。

東 野 会 長 事務局案は、既存施設において生じていた環境影響以外が計画施設で生じる可能性がないとは言いきれないことから、他の環境要素も含まれる文案になっているものと理解する。

高 野 委 員 既存施設において生じていた粉じんや騒音、待機車両の渋滞とその他で文章を2つに分けた方がよいのではないかな。

大久保委員 説明どおりの趣旨で、一つの文章にするのであれば、「発生した環境影響、特に既存施設において生じていた粉じん、騒音及び待機車両による周辺道路の渋滞について問題が生じた場合、追加の対策を講じること。」とすれば分かりやすいのではないかな。

東 野 会 長 異論等がなければ、大久保委員提案のとおり文言を修正する。

（ 異論等なし。 ）

東 野 会 長 ほかの文案で意見等があるか。

（ 意見等なし。 ）

東 野 会 長 京都エコサービス株式会社 廃棄物処理施設の整備事業に係る配慮書案について、本審査会から京都市へ答申する。

＜ 答 申 ＞

＜ 議 題 2 ＞

事 務 局 次の議題「乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書」に移る。
京都市から本審査会へ諮問する。

＜ 諮 問 ＞

東 野 会 長 それでは審議を行う。事務局から、本件に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて説明をお願いします。

事 務 局 ＜ 資料4に基づき説明 ＞

東 野 会 長 事業者から、乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」と記載する。）について、説明をお願いします。

事 業 者 ＜ 方法書について説明 ＞

東 野 会 長 まず、方法書の第1章から第4章までについて、その後に第5章以降についてという順番で審議を進める。意見等があれば発言をお願いします。

- 山田委員 第4章で、騒音・振動に関する京都府知事意見への事業者の見解として、国道171号線については影響が少ないため、調査を予定していないと記載されている。時間帯によっては交通渋滞が懸念されるが、無視できるのか。
- 事業者 本事業による増加車両は約700台と想定しており、車両走行に伴う寄与度は小さく、影響は軽微であると評価している。近隣に位置する新幹線の高架等など複合的な環境要因もあり、指摘のとおり時間帯によっては混雑しうるため、関係車両の運行に当たっては、混雑緩和や環境負荷の低減に向けて、通行時間の制限や制約を設ける方向で検討する予定である。
- 大久保委員 第4章で、温室効果ガスに関する京都府知事意見及び京都市長意見に対する事業者の見解として、「カーボンニュートラルの実現に向けた熱回収や廃棄物発電等の検討を進め、準備書で具体的な排出量低減策を検討する」とある。準備書で「検討する」では遅い。プラスチック資源循環法を踏まえて、ごみの組成でプラスチックの割合がもう少し減るという予測を既に持っているかとは思いますが、高効率のごみ発電と熱回収の両方又はいずれかを導入するなど、現段階での検討状況を伺いたい。
- 事業者 施設の内容については、性能発注方式を予定しており、事業者からの提案を受けて、詳細な設備諸元が出てくるため、現段階では未定である。
- 大久保委員 方法書では予測の手法を決めるが、どの段階のものを予測することになるのか。
- 事業者 建設工事段階の温室効果ガス等については、今後、発注先となる事業者選定の過程で複数社にヒアリングを行い、どのような機械を、何台使うなど、提案いただいた中で、可能な限り最善の手法を選択するよう発注先に要請する予定である。
供用時については、こちらが要求水準書を示してメーカーから技術提案を受けることになる。今後、メーカーとの技術対話の中で、より効果的な温室効果ガスの削減策を目指していく。
ごみ量の将来的な推移の推計はあるが、あくまで現時点での見込みであり、準備書をまとめる段階までには、より精度の高い搬入台数など、事業計画の熟度を上げていく。
- 大久保委員 地球温暖化対策やプラスチック対策は動きの早い分野であるため、適宜適切に対応されたい。
- 高野委員 京都府環境影響評価専門委員会の委員も務めているため、先週、現地を確認したが、調査予定地としている京都市道淀146号線は、比較的細い道で、車両の通行があまりなかった。近隣商業地域の騒音の基準を適用すると、昼間65デシベルであり、現状の騒音レベルよりもかなり大きな値になることが懸念される。騒音の予測値が基準よりも大幅に低い場合は、目標を適切な値に見直しされたい。
- 事業者 意見を参考に検討する。
- 本田委員 p1－3で、新施設は粗大ごみの処理設備を併設するとのことであるが、施設のどの部分に建設するのか。また、どのような機能を持ったごみ処理施設になるのか。
- 事業者 粗大ごみ処理設備はプラットホームの中に併設する予定。
ごみは、計量器で重量測定後、プラットホームに入り、ごみピットに投入されるが、その段階で、粗大ごみが破碎、選別され、可燃物として入ったものが

最後にごみクレーンで運ばれる流れである。

本 田 委 員 環境影響の予測は、粗大ごみ処理設備も含めた状態で行うということか。

事 業 者 プラットホームの中に粗大ごみの破砕機を設置する想定で予測することになる。

東 野 会 長 欠席委員からの質問など事務局に提出があったか。

事 務 局 亀田委員から、p 2－46 の動物の生息状況に関して、「鳥獣害の被害防止計画や対策の記載はあってもよいが、方法書要約書で外来種や対策のみ記載するのは、環境影響評価の本来の目的と外れる。元来対象地周辺に生息する在来種に対する影響を評価するものであるため、在来種の生息状況に関する記述をメインにすべき。」という意見があった。

事 業 者 意見を踏まえ、準備書で修正したい。

東 野 会 長 第5章以降の審議に移る。環境影響評価項目が多数あるため、京都市の技術指針に記載の環境要素の順に進める。
まず、大気質について、委員から意見等があれば発言をお願いします。

山 田 委 員 p 5－7 の石綿について、現施設の詳細があまり記載されておらず、石綿を使用しているような記述があるが分かりにくい。石綿の使用がある場合は、分かりやすく明記し、その対策を適切に実施することを記載されたい。
また、現施設の解体に当たって、ダイオキシン類の付着の有無を確認することも重要である。解体工事による影響を明記し、必要な環境保全措置を検討されたい。

事 業 者 現施設の一部の建材に石綿の含有が認められていることから、必要となる飛散、暴露防止に関する措置を実施する予定である。準備書に明記する。
また、ダイオキシン類については、令和7年度に炉内付着物の含有量を調査しており、一部で1 g 当たり 3 ng を超えるものが認められていることから、方法書で解体工事中の一時的な影響の評価項目として選定している。今後、必要な環境保全措置の検討を進めていく。

山 田 委 員 現施設を新施設完成まで使用するのであれば、現施設の使用時に石綿が飛散する懸念はないのか。

事 業 者 下地調整材として含有されている程度であり、レベルも3であるため、問題ないと考えている。

山 田 委 員 壁や天井などに石綿が使用されているわけではなく、ほとんど心配がないということか。

事 業 者 そのとおりである。

東 野 会 長 微小粒子状物質、いわゆるPM_{2.5}を新たに評価項目として選定されている。PM_{2.5}には、一次粒子だけでなく、二次粒子がある。プルーム・パフモデルで予測するということは、二次粒子を考慮しないことになるが、その旨が方法書に記載されていない。

排出源からの大気汚染物質排出量の記載がないが、固定発生源（煙突排ガス）では表3－8の値を用い、ばいじんの排出量をSPMとみなすのか。また、移動発生源の自動車からの排出量をどのように設定するかも記載されていない。方法書に記載が必要ではないか。

- 事業者 二次生成粒子については、バックグラウンド濃度に含まれると認識している。煙突の排ガスについては、生成メカニズムが研究されているところであり、廃棄物処理施設からPM_{2.5}の二次生成粒子がどのように排出されるかという知見が見当たらないため、バックグラウンド濃度に二次生成粒子が含まれているという前提で、予測、評価をしたいと考えている。
- 焼却施設からのPM_{2.5}の排出量については、調べる限りでは、バグフィルター、有害ガス除去装置を付けた所では、1m³当たり、おおよそ100から1万ngくらいの数字になるものと見込んでいる。幅のある数値を方法書に記載することは望ましくなく、また、自主規制の議論にも波及するため、記載が難しい。
- 東野会長 PM_{2.5}については予測評価の手法が確立していないため、環境アセスメントではあまり評価項目としない。評価をする意味があるのか。
- 事業者 環境アセスメントの実施は地域住民とのコミュニケーションを図っていくことが一番の大義であると考えており、PM_{2.5}を調査し、環境基準に適合しているか否かを評価することが望ましい。
- 一方で、バックグラウンドにどのように上乗せして評価をするのかについては、事業者の案としてプルーム・パフモデルで示し、審査会での審議を踏まえて、進めていこうと考えて記載した。
- 東野会長 誤解を招くおそれがあるため、前提条件として、どのようなものを対象としているかを明らかにしておく必要がある。
- プルーム・パフモデルの場合、煙突からのS PM排出量のうちPM_{2.5}が何%かを設定して評価するならば、S PMの濃度計算結果に単にその比率を掛ければよいことになる。
- 移動発生源は、道路交通環境影響評価のS PMインベントリの値に比率を掛けてPM_{2.5}を算定するのか。
- 事業者 文献によれば、自動車から排出される粒子のほとんどがPM_{2.5}に該当することから、読み替えて排出量を設定したいと考えている。
- 自動車の排ガスは、平成17年から平成21年までの新長期規制ではディーゼル車は0.027g/kWhであったことから、0.03g/kWhを指標とすることを考えている。建設機械については、米国EPAのディーゼル車の排出係数0.13g/kWhを用いることを考えている。
- 東野会長 そのようなことが方法書に一切書かれていないため、どのように計算するのか記載されたい。
- 次に、表6-1で降下ばいじんと粉じんの調査手法が記載されているが、どちらも同じ手法である。異なるものを同じ手法で測定するのは正しいのか。
- 事業者 誤記である。降下ばいじんはダストジャーによる捕集法、粉じんは重量法での調査手法としている。
- 東野会長 粉じんは、雨天の場合は捕集器にフタをして調査をするのか。
- 事業者 雨天時は調査を実施しない。
- 東野会長 微小粒子状物質の日平均値から年間98%値への換算式は、表3-5に記載されている観測局データを用いるのか。
- 事業者 そのとおりである。

- 東 野 会 長 そのことも方法書に記載されたい。
粉じんの予測は、「粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算」するとあるが、計算結果からどのように予測地点での影響を評価するのか。
- 事 業 者 気象庁のビューフォート風力階級表によれば、秒速 5.5m から 7.9m までの風力階級 4 では、砂埃が立ち、紙辺が舞い上がる状態になると記載されている。現地調査で得た年間の風向風速データを風力階級表に沿った階級別に分類して、風力階級 4 以上の出現頻度を算出し、そこから年間出現頻度を把握し、その割合をもって評価をしていくことを考えている。
- 東 野 会 長 そのことは方法書の文章では分かりづらいため、記載されたい。
次に、騒音・低周波・振動について、委員から意見等があれば発言をお願いします。
- 高 野 委 員 先日の京都府環境影響評価専門委員会で、施設の稼働中と稼働していない状態で 2 回測定し、稼働施設からどれくらいの低周波が出ているかを見るとよいと提案した。検討状況はいかがか。
- 事 業 者 提案どおりで進める方向で検討している。
- 東 野 会 長 次に、悪臭について、委員から意見等があれば発言をお願いします。
- 東 野 会 長 悪臭物質の大気拡散モデルによる計算で、煙突からの排出量はどのように設定するのか。濃度から臭気指数はどのように算定するのか。
- 事 業 者 他の環境影響評価図書で様々な事例があり、臭気濃度で 2000、臭気指数で 33 という数値を引用する予定である。
- 東 野 会 長 「漏えい時」という記載があるが、どのような状況のことを指すのか。
- 事 業 者 漏えい時とは、ごみ処理施設からは定常的に悪臭が出ているような状況ではないが、何らかの要因で悪臭が生じることを漏えいと表現した。
- 東 野 会 長 次に、地下水の水質を除く水質について、委員から意見等があれば発言をお願いします。
- 越 後 委 員 p 5 - 1 に「生活排水及びプラント排水の余剰なもの」という記載がある。余剰なものとはどういう意味か。また、余剰でないものはどうなっているのかが分からない。
- 事 業 者 今回のごみ焼却施設には、ごみ発電を含める計画であり、発電のためのボイラーやタービンといった設備が必要になる。今後、要求水準書を示しながらメーカーから様々な技術提案を受ける予定であるが、メーカーによっては、発電効率を上げるために、ボイラーやタービンの水を復水せずに廃棄することを提案する可能性がある。その水を余剰なものとして表現した。
- 越 後 委 員 その内容は方法書からは読み取れない。ごみ処理施設であれば、ほかの排水もある。一体何を対象にして、何が環境中に出て、何が環境中には出ないから考慮しないということが書かれていない。ごみ由来の廃液等が下水処理されるなり、プラント内で処理されるなりの記載もない。このままでは、様々な生じたものを環境中に出すことがあると読めなくもないため、もう少し丁寧に記載されたい。

事業者 準備書ではもう少し丁寧に説明するように努める。

東野会長 表6-19に定量的な予測とあるが、具体的に書かれていないので分からない。どのように予測するのか。

事業者 水質汚濁の予測は、今回は河川を対象としており、完全混合式を用いる予定である。予測の対象はBODであり、排水中のBODから排水が河川に出されて完全に混ざった時のBODを予測する。

本来であれば、排水中のBODがどの程度かを方法書に記載すべきであるが、性能発注方式を予定しているため、諸元がまだヒアリングできておらず、現時点では提示が困難である。

東野会長 どのような予測モデルを用いるかは記載いただきたい。

次に、水底の底質及び地下水の水質及び水位について、委員から意見等があれば発言をお願いする。

(意見等なし)

東野会長 次に、地形及び地質、地盤について、意見等があれば発言をお願いする。

(意見等なし)

東野会長 次に、土壌について、意見等があれば発言をお願いする。

東野会長 表6-30に、煙突排ガス由来のダイオキシン類等の土壌汚染拡散予測結果に基づく定性的な予測とあるが、具体的にどのように評価するのか。

事業者 煙突排ガス由来のダイオキシン類の土壌汚染については、大気中に拡散した物質が地表に沈降して蓄積することにより生じるものと考えており、土壌への影響は大気中の濃度に依存する関係にある。大気質の予測において、ダイオキシン類等の予測結果が大気環境基準を十分に下回ることが確認されれば、土壌への沈着量も極めて小さいと判断し、土壌汚染として問題ないレベルと定性的に判断できるのではないかと考えている。

東野会長 乾性沈着したものが土壌で蓄積していくことになるが、考慮しなくてよいのか。考慮することが不要なくらい低レベルということか。

事業者 国のダイオキシン類の規制制度設計の過程で、土壌の環境基準は大気からの蓄積性を含めて考慮されており、基準値に包含されているものと考えている。

東野会長 次に、動物、植物、生態系について、委員から意見等があれば発言をお願いする。欠席委員からの質問など事務局に提出があったか。

事務局 欠席の平山委員からp 6-68の植物について、「文献データによると、水辺にある希少な植物も多く確認されているので、コドラート調査だけでなく、ラインセンサスなども行い希少植物の場所などを押さえられる調査もしたほうがよい」という意見があった。

事業者 コドラート調査だけではなく、地域を歩き、貴重な植物を見つけたら、その地点をプロットしていく予定である。

東野会長 動植物について、表6-32及び6-34に、予測した結果を用いた定量的な予測とあるが、具体的に何をどのように定量するのかが分かりにくい。

- 事業者 事業実施区域外での直接の土地の改変や分断は生じない状況にある。動植物の調査範囲における将来変化は、大気や騒音、振動など、他の項目の定量的な予測を用いて評価したいと考えている。特に動物は騒音の影響、植物は大気の影響等が文献にあるため、参考にして評価していきたい。
- 東野会長 植物生育環境としての土壌の表5-2で、処理施設解体後の跡地はアスファルト舗装を施す計画とあるが、緑化の計画はないのか。
- 事業者 現施設の跡地は、車両が安全かつ円滑に進めるように、進入道路や計量棟、職員・委託業者等の駐車場にすることを検討しており、アスファルト舗装と記載しているが、例えば外周やデッドスペースは積極的に緑化を進めていきたいと考えている。
- 東野会長 p6-74で、第2章、2-2-1(5)イで抽出した重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度について、事例の引用又は解析を基に行うとあるが、植物の予測に記載された文章と同一である。土壌が改変されたことによって植物にどう影響するかということであれば、同じ文章でよいのか。土壌自体への影響評価を受けて植物に影響はないのか、ということではないのか。
- 事業者 そのとおりである。
- 東野会長 表6-38で、生態系の予測の手法の記述が曖昧である。生態系の評価は、基本的には動植物の調査結果、あるいはその予測結果から生態系の特性を踏まえたうえで、例えば、ある注目種が表す生態系に対する予測・評価するのか、あるいは別の手法を用いるのか、という点が必要ではないか。
- 事業者 事業計画では、敷地外への動植物への影響はほとんどないものと考えているが、例えば動植物の調査を踏まえて、注目種及び生態系としては上位性の観点、典型性の観点、特殊性の観点から種の選定を行い、生態系の解析を行っていく予定である。上位性では、例えばタカ類などが該当すると思われ、現地調査でタカ類が確認できた場合には上位性として選定し、地域としてどのように保全ができるのかという点を予測、評価していく。典型性では、桂川沿いのカヤネズミなど、特殊性では、河川の少数的な貝類といったものが該当するものと考えている。準備書では丁寧に詳細に記載するようにしたい。
- 東野会長 次に、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財について、委員から意見等があれば発言をお願いする。
- 田中委員 表6-43の人と自然との触れ合いの活動の場の調査手法について、自治会への聞き取りを行うと記載されている。桂川の水辺環境は、自然の保全あるいは市民のレクリエーションの場として、満足度が非常に高い場所である。また、実は環境教育の場でもかなり先進的に活動されている場である。このような状況を踏まえ、自治会だけでなく、NPO法人やチャレンジクラブ、学校教育の現場などにも聞き取りを行い、活動が分断されないように配慮いただきたい。
- 事業者 指摘を踏まえ、現地調査のヒアリング対象に追加する方向で検討する。
- 東野会長 人と自然との触れ合いの活動の場の調査項目として、利用地点の利用実態、利用者実態、活動を支える環境が記載されているが、どの程度まで調査するのか。

- 事業者 来場者全員にアンケートを行うのではなく、個別にヒアリングを行う形で考えている。
- 事業者 本事業が自然との触れ合いの活動の場に影響を与える環境要素としては、騒音や振動、車両走行等による利用環境の変化が考えられることから、ヒアリングの内容は、どのような活動で、いつ、どこから、どのような交通手段と交通ルートで来られたか、地域住民か、個人か団体か、どのエリアで活動しているか、などを検討している。
- 東野会長 最終的にどのような予測の結果が出ると想定すればよいのか。
- 事業者 京都府立洛西浄化センター公園を例に説明すると、すぐ目の前に現施設があるが、計画施設の騒音の予測値が低減するので、自然との触れ合いの活動に、特に大きな問題はないであろうというようなアプローチが考えられる。
- 東野会長 次に、廃棄物等について、委員から意見等があれば発言をお願いします。
- 山田委員 p 6－93 の建設工事に伴う副産物、残土などの調査手法で、建設工事及び解体工事で残土が発生するとある。どのような過程で、どれくらい発生するのか。また、対応はどのように考えているのか。
- 事業者 計画諸元は性能発注を前提としているため、事業者選定の過程で事業者へヒアリング等を行い、性能保証の一環として諸元や手順を求めていくため、現時点では提示が困難である。見込みとしては、現施設の解体工事完了前に購入土の搬入が想定される。建設工事中は、当組合が別途保有している埋立地に残土を仮置きし、埋戻しに用いる想定である。
- 山田委員 残土を他所に持って行かなければならないような状況は生じないのか。
- 事業者 新施設は、現施設よりも施設規模が小さくなる予定であり、同様にピットの大きさも小さくなることから、現施設の埋戻しには、土が不足するような状況が考えられる。残土を搬出するのではなく、購入することになるのではないかと予想される。
- 小島委員 新施設では、可燃ごみの中にどの程度プラスチックごみが含まれていると想定されているのか。
- 事業者 17%前後である。
- 小島委員 組成調査か何かエビデンスに基づくものか。
- 事業者 令和2年度の組成調査による数字である。
- 小島委員 プラスチック資源循環法が制定され、プラスチックごみを分別するように環境省から各自治体に指導があると思われる。可燃ごみ中のプラスチックごみの割合は減ってきているのか。
- 事業者 可燃ごみ中のプラスチックごみの割合は、令和5年度が約4割、令和6年度が2割弱となっており、減ってきている。
- 東野会長 表6－47及び表6－49で、発生量を定量的に把握するとあるが、原単位法を用いるなど、発生量を計算するための手法が記載されていない。
- 事業者 性能発注方式であるため、事業者へのヒアリングで得られた発生量の推計手法となる。

- 東 野 会 長 その旨、記載されたい。
次に、温室効果ガス等について、意見等があれば発言をお願いします。
- 東 野 会 長 p 6－97 及び p 6－98 で、温室効果ガスの排出量をシステム境界ごとに切り分けて算定するとあるが、システム境界は最初に設定されており、「システム境界ごと」という表現はいくつもシステム境界があるように読める。システム境界は一つに決められ、建設機械等の稼働・車両の走行等は、その境界内の要素、あるいはプロセスである。表現が適切でない。
また、事業に係わる包括的なライフサイクル全体の一部をシステム境界として設定していることから、その旨が分かるように図示するなどの工夫を検討されたい。廃棄物発電を行うのであればシステム境界に含める必要がある。
- 大久保委員 関係市町でプラスチックごみの削減目標が設定されていると思うが、令和 15 年度の全体の目標と組合構成市町の目標が分からなければ、p 6－98 の廃棄物発電による削減貢献量の評価ができないのではないかと。どのように評価するのか。
- 事 業 者 指摘のとおりである。今後、組合構成市町と協議し、適切な削減貢献量の評価につなげていきたい。
- 東 野 会 長 次に、風害、電波障害、日照障害について、委員から意見等があれば発言をお願いします。

(意見等なし)
- 東 野 会 長 最後に、全体を通して、委員から追加の意見等があれば発言をお願いします。
- 東 野 会 長 移動発生源からの PM_{2.5} の一次粒子について、最近のマイクロプラスチック問題とも関係する、タイヤ、ブレーキ、道路の摩耗から排出されるものもある。もし検討しているのであれば準備書に記載されたい。
- 事 業 者 指摘のとおり、排ガスだけでなく、タイヤ摩耗やブレーキ摩耗、道路粉じんの巻き上げもある。バックグラウンドに含まれているという解釈で予測、評価を進めていきたい。
- 高 野 委 員 性能発注のため、現段階では具体的な定量的評価ができないものがいくつかあるとのことだったが、どの段階で業者や施設構造が決まって、定量的な結果が出てくるのか。
- 事 業 者 準備書段階でも事業者は決められず、評価書段階で決める予定である。
組合構成市町での行政の事務上、環境アセスメントを含めた許認可の取得の見込みがほぼ確実な状況にならないと、建設工事の発注はできない。
事業者のヒアリングでは、一定の担保性がある情報の提供を求めるため、準備書提出段階では事業者のヒアリング結果は定量的になると考えている。
- 高 野 委 員 ある程度想定できるケースが分かれば、より環境に配慮した事業とするために、どのような選択をすべきか判断しやすくなるため、スケジュールを分かりやすく提示されたい。
- 東 野 会 長 スケジュールが分かるようであれば、どこかに記載されたい。
- 東 野 会 長 ほかに意見等があれば、メールで事務局へ提出されたい。
本日の審議はこれで終了とする。